第２章

台東区を取り巻く現況

第１節　区の概況
第２節　社会動向
第３節　分野別の現況と課題
第４節　前期の目標値の達成状況

第１節　区の概況

１　区の位置と面積

本区は、東京２３区のやや東側に位置し、東は隅田川を境界に墨田区に、西は文京区に、北は荒川区に接しています。また、南は千代田区及び神田川を境界として中央区と接しています。

面積は、２３区の中で最も小さい 10.11km^2 です。これは東京都総面積の 0.46%に相当し、２３区総面積の約 1.61%にあたります。



台東区の位置

２　地勢

本区は、武蔵野台地東端と隅田川の沖積低地の地形からなり、標高は台地面が１５～２０m、低地面が１～５mとなっています。東側の区境を流れる隅田川は、古くは入間川の流路でしたが、江戸時代に行われた河川の付け替えにより、荒川の支流となりました。本区の沖積低地は、これらの河川が運んだ土砂が厚く堆積してできた土地です。

地域的には台地に上野・谷中、低地に浅草や下谷等があり、地形や江戸期からの歴史を基礎とした土地利用が形成され、寺社境内等の歴史的な場所や台地縁辺にまとまった緑が残っています。上野・御徒町、浅草を中心とする商業地、浅草橋・蔵前を中心とするショッピングエリア、谷中・根岸の住宅街というように様々な地域があり、モザイク状に土地利用が広がっています。

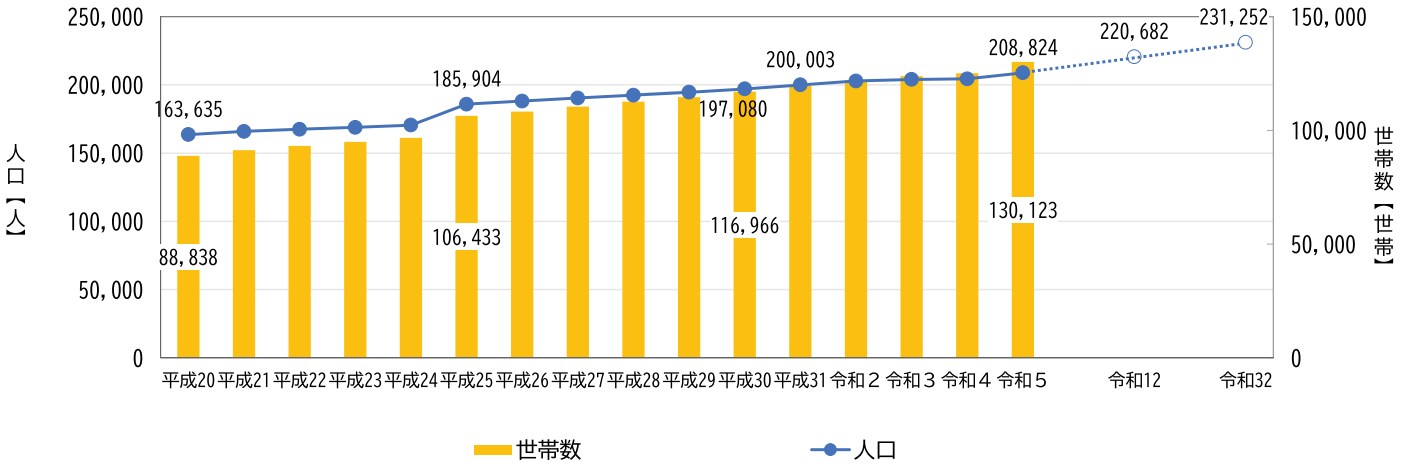


台東区の地勢
（出典：台東区景観計画〔平成２３年〕）

3　人口

本区の人口は、昭和３５年に最多となる約３２万人を超えましたが、その後は減少傾向が続き、平成に入り約１５万人と戦後最低の水準となりました。しかし、近年の都心回帰現象により増加に転じ、平成３１年４月には、約４２年ぶりに２０万人を超え、令和５年４月１日現在で 208,824 人となっています。

その一方で、一世帯あたりの人員は減少を続けており、令和５年４月１日時点で 1.60 人と２人を割っており、一人暮らしの世帯が増加していることがうかがえます。

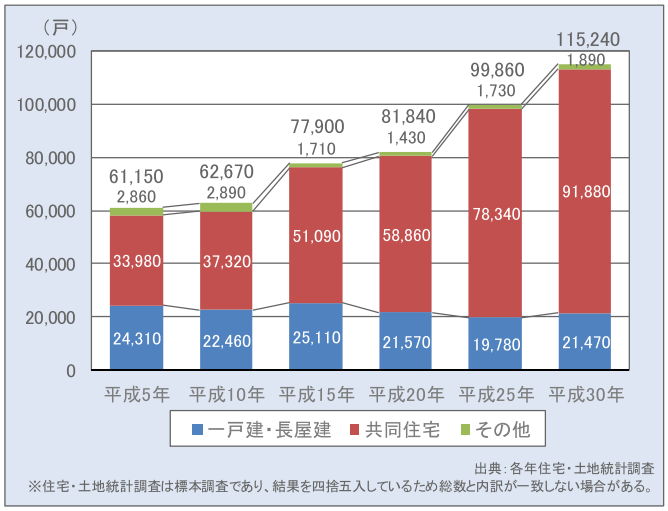


台東区の人口及び世帯数の推移（各年４月１日）
（資料：住民基本台帳、台東区の将来推計人口）

4　住環境

台東区では、人口及び世帯数に関連して住宅戸数が増加しており、平成２０年から平成３０年までの１０年間で約 33,000 戸が増加しています。

平成３０年時点で、区内の住宅戸数の約８０％（91,880 戸/115,240 戸）を共同住宅が占めています。



台東区の建て方別住宅数（住宅戸数）
（出典：各年住宅・土地統計調査）

5　産業・観光

台東区は、江戸時代より商工業の中心地のひとつとして、手工業や製造業、それらの生産や流通を担う問屋・卸売業が集積するまちとして発展してきました。

平成２８年現在の事業所数では、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業の順となっており、これらで全体の６割を占めています。また、従業者数規模別事業所の割合は、９人以下の小規模事業所が大半を占めています。

観光の面では、古くから浅草一帯や上野恩賜公園が日本有数の観光地であることに加え、かっぱ橋道具街、アメ横、谷中といった区内全域に多くの観光客が訪れています。観光客数は平成３０年に 5,583 万人（うち外国人観光客 953 万人）に達しました。区の推計によれば、令和２年の観光客数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で 1,631 万人（ピーク時の約 30%）まで落ち込みましたが、その後は徐々に回復しています。



年間観光客数及び外国人観光客数の推移
（出典：令和４年台東区観光統計分析）

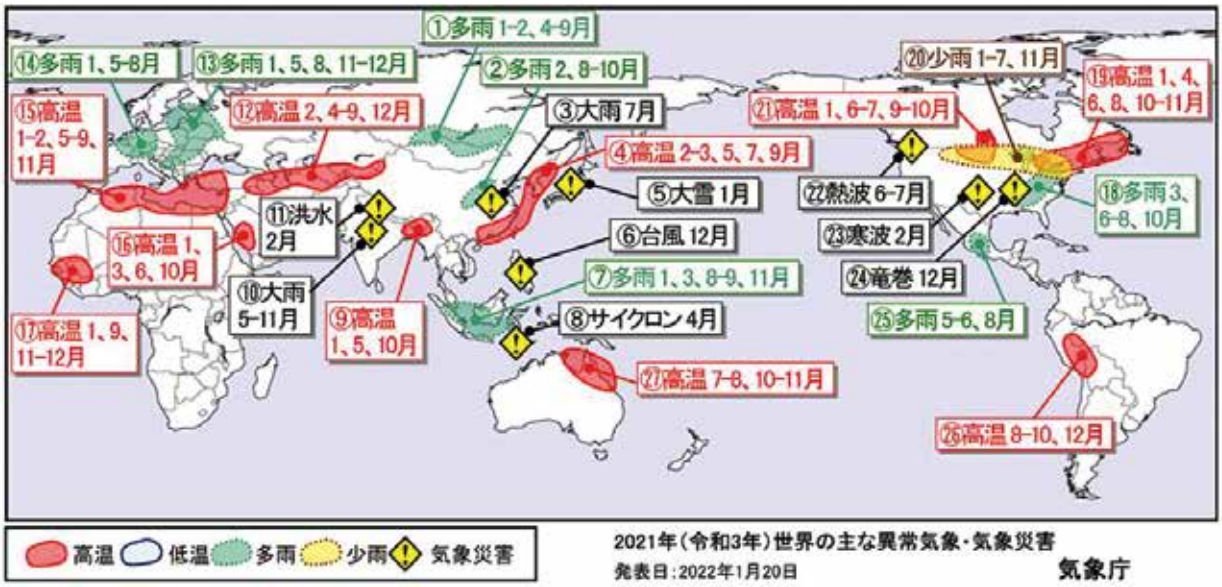


観光客でにぎわう浅草

第２節　社会動向

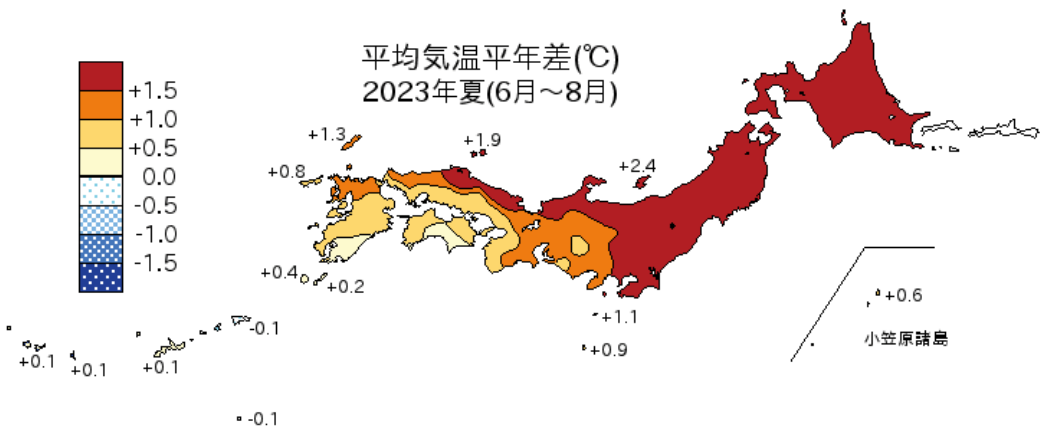
１　脱炭素社会を目指す取組の加速化

近年、気候変動の影響と考えられる気象災害が世界各地で頻繁に発生するなど、地球温暖化問題が益々深刻化しています。このため、令和３年１０月の国連気候変動枠組条約第２６回締約国会議（ＣＯＰ２６）におけるグラスゴー気候合意を踏まえ、平均気温の上昇を産業革命前と比べて 1.5℃以内に抑える「1.5℃目標」への対応が、国際的にも喫緊の重要課題として認識されつつあります。



令和３年　世界の主な異常気象・気象災害
（出典：「世界の年ごとの異常気象－2021 年」気象庁ホームページ）

異常気象の一つと言われる高温により、世界中で特に夏が暑く、長くなる傾向が見られます。日本でも令和５年の夏季は１５地点の観測値による平均気温偏差が＋1.76℃となり、1946 年の統計開始以降で最も高かった平成２２年の＋1.08℃を大きく上回りました。５月１７日から９月２８日までの間、東京の最高気温は３０℃以上となった日が９０回を数え、一年の約４分の１が真夏日や猛暑日となりました。



日本の平均気温平年差（令和５年６月～同８月）
（出典：気象庁ホームページ）

こうした中、国は令和３年５月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正において、令和３２(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を明記しました。それとともに、基本理念には「温暖化対策の推進は、令和３２(2050)年までの脱炭素社会の実現を旨として行わなければならない」ことを記載して、我が国における地球温暖化対策の今後の方向性を示しました。令和３年６月には「地域脱炭素ロードマップ」を公表し、今後５年間に集中して対策を実施する先行地域で創出した脱炭素モデルについて、次々と全国へ広げていくことを目指しています。

一方、東京都は、令和３２(2050)年のCO_2排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現を目指した「ゼロエミッション東京戦略」（令和元年１２月）を国に先駆けて策定しました。さらに、その後のアップデート（令和３年）においては、都内温室効果ガス排出量を令和１２(2030)年までに５０％削減(平成１２年比)すること、再生可能エネルギーによる電力の利用割合を５０％程度まで高めることを目標として掲げました。具体策では、令和７年４月から、ビルやマンションといった大規模建物のほか、戸建て住宅（延床面積 2,000 ㎡未満）などの新築建物に、太陽光パネルの設置を義務付けることを原則とした新制度を設けているほか、水素社会の実現に向けた燃料電池バスの導入などの取組を進めています。



水素ステーション等と連携した燃料電池バスの導入
（出典：東京都交通局ホームページ）

また、令和３年３月に「東京都気候変動適応計画」を策定し、2050 年の目指すべき姿として、「気候変動の影響によるリスクを最小化」し、「都民の生命・財産を守り、人々や企業から選ばれ続ける都市を実現」するとしました。さらに、「東京都気候変動適応計画アクションプラン 2023」（令和５年３月改定）においては、激甚化する自然災害に備えるため、ハード・ソフトの両面から取組強化の方向性を示しています。

特別区長会調査研究機構においては、令和３年度に「特別区における森林環境譲与税の活用～複数区での共同連携の可能性～」がとりまとめられ、１３の自治体による「自治体連携によるカーボン・オフセットの推進（☞８７ページ)」という具体的な事業として、現在取組が進んでいます。

さらに令和４年度に、「ゼロカーボンシティ特別区」の実現を目指す調査研究報告書がとりまとめられ、令和５年度には、特別区の共同宣言を行うとともに推進組織を設置し、金融機関との連携協定の締結等に取り組んでいます。

2　経済社会システムのグリーン化

国は、令和２年１２月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、環境分野への投資に大規模な民間資金を巻き込むことで、企業の研究開発方針や経営方針の転換を図り、「経済と環境の好循環」による持続可能な経済成長を目指しています。

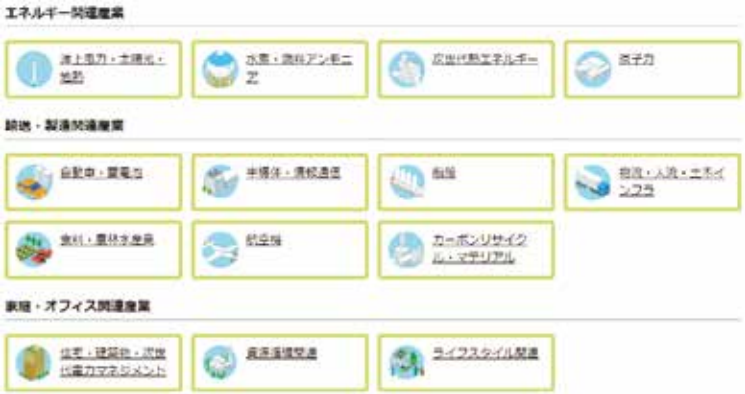
一方、金融市場では、環境・社会・企業統治に配慮する企業を投資先として選別するＥＳＧ投資や、使途を環境分野に限定したグリーンファイナンスによる資金調達の動きが拡大しています。我が国でも、事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギーで賄うことを目標とする「ＲＥ100」をはじめとして、脱炭素経営に取り組む企業が増えています。こうした動きは、企業単体のみならず、原材料製造時から製品使用時等まで含めたサプライチェーン全体にまで拡がっています。

また、令和４年６月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、４つの重点投資分野の一つとして、産業革命以降の化石エネルギーに依存した経済・社会、産業構造を再生可能エネルギー等のクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革する「グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）」が位置付けられました。国のＧＸ実行会議においては、我が国のエネルギー安定供給の再構築に必要な方策や、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革へのロードマップなどが検討されています。産業界では、カーボンニュートラルへの移行に向けてＧＸを牽引する枠組み（ＧＸリーグ）への参加を表明する企業が 500 社を超えています。

コラム

◆ＧＸによる 2050 年カーボンニュートラルの実現◆

グリーントランスフォーメーション（ＧＸ：Green Transformation）は、産業革命、ＩＴ革命に次ぐ世界的な社会変革といわれています。我が国は、令和２年１０月に「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。成長戦略の柱には「経済と環境の好循環」を掲げ、積極的な温暖化対策が産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換を促しました。また、その実現には、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速することが重要なことから、成長が期待される１４の重要分野について、実行計画が策定されています。



今後成長が期待される１４の分野

（出典：2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略〔経済産業省〕）

３　環境をめぐる社会情勢

前節１及び２では、特に大きな動きがあった「気候変動」分野について、その動向を整理しました。ここでは、その他の４つの分野について、主な動きを整理します。

（１）「自然」分野に関すること

令和４年１２月に開催された生物多様性条約第１５回締約国会議（ＣＯＰ１５）において、2030 年までに陸と海の３０％以上を健全な生態系として効果的に保全する３０ｂｙ３０を主要目的の一つとする、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

このことを受けて、国は生物多様性分野の新たな目標として、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げました。また、令和５年３月には、その目標実現に向けたロードマップである「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、３０ｂｙ３０を含めた自然資本を守り活用するための行動について、全ての国民と実行していく戦略と行動計画を具体的に示しています。

コラム

◆グリーンインフラ◆

近年、自然環境を一種の社会資本として捉え、それらが有する様々な機能を活用して、地域振興・環境面で多様な効果を得ようとするグリーンインフラや、生物多様性を防災・減災に活用する Eco-DRR（Ecosystem-based disaster risk reduction）が注目されています。

都市の限られた自然環境下においては、様々な課題の解決に向けて積極的にグリーンインフラを整備し、それらの適切な管理・運用を通じて活用していくことが求められています。



グリーンインフラの考え方

（出典：国土交通省　グリーンインフラポータルサイト）

（2）「循環型社会」分野に関すること

我が国では、食べ残しなどによって年間 523 万トン（令和３年度）もの「食品ロス」が発生しています。このため、循環型社会形成やＳＤＧｓの観点から、国は平成１２年度比で令和１２(2030)年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定して取組を進めています。

コラム

◆「３Ｒ＋Ｓ」の取組◆

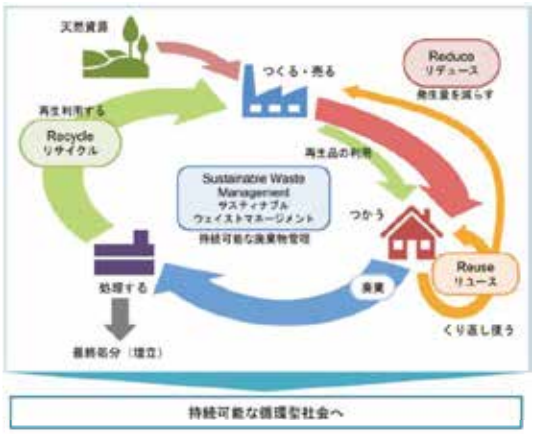
台東区では、循環型社会の形成に向けて「３Ｒ＋Ｓ」に取り組んでいます。

３Ｒ
- 【廃棄物等の発生量を減らす】
  ・・・・・・・・リデュース（Reduce）
- 【補修･修理をしながら繰り返し使用する】
  ・・・・・・・・リユース（Reuse）
- 【再生して利用する】
  ・・・・・・・・リサイクル（Recycle）

＋

Ｓ
- 【持続可能な廃棄物管理】
  サスティナブルウェイストマネジメント
  （Sustainable Waste Management）

を行い、廃棄物の適正処理や再生資源でできた製品の積極的活用を進めています。



「３Ｒ＋Ｓ」のイメージ
（出典：台東区一般廃棄物処理基本計画）

（3）「生活環境」分野に関すること

「生活環境」分野では、国は、諸外国の廃棄物輸入規制や、陸上の散乱ごみの流出等に起因する海洋汚染、令和３２（2050）年にカーボンニュートラルを目指すことなどを踏まえ、令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、循環経済への移行に向けた取組を加速させています。

また、観光客などの旅行者によるごみのポイ捨てや、オーバーツーリズムによる地域住民の日常生活、自然環境への悪影響が顕在化しています。このため、国は「日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ－Ｄ)」を発表して、総合的な観光地マネジメントによる観光地域づくりを推進しています。

（4）「環境学習・協働」分野に関すること

日本の提唱によるＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）を推進するため、国は令和３年５月に「第２期ＥＳＤ国内実施計画」を策定しました。計画では、ＳＤＧｓの全てのゴールの実現に貢献し、公正で持続可能な世界を目指す「ＥＳＤ ｆｏｒ 2030」の理念を踏まえ、ＩＣＴ化による教育環境の充実やＥＳＤによるローカルＳＤＧｓの推進など、多くの人に主体的行動を促すための取組の方向性が示されています。

これを受けて、脱炭素教材などの支援ツールの提供、幅広い体験活動を通じて環境教育を行う「体験の機会の場」の認定、環境教育やＥＳＤをテーマとした「環境教育・ＥＳＤ実践動画 100 選」の募集など、具体的な取組が展開されています。

４　区における環境問題への取組

区においても、家庭や事業所に対する省エネルギーに関する普及啓発や再生可能エネルギーの導入支援に加え、令和４年２月に、令和３２(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。

区民からの意見が多い喫煙に関しては、「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」を改正するとともに、喫煙する人としない人が共存できる分煙環境の整備を推進するため、令和４年３月に「台東区公衆喫煙環境の整備指針」を策定し、公衆喫煙所の設置等に取り組んでいます。その他にも、自然との共生に向け、花やみどりの創出・保全や、屋上緑化・ビオトープの維持管理等を通じた生物多様性への理解促進などに取り組んでいます。

一方、循環型社会の分野では、コンポスト容器で生ごみを堆肥化させ、生ごみを捨てない循環型ライフスタイルへの転換を図るモデル事業の実施や、フードドライブの常設窓口の開設、賞味期限間近の未利用食品を取り扱う無人販売機「ｆｕｕｂｏ」の設置等による、食品ロス削減のための普及啓発に取り組んでいます。また、着られなくなった子供服を必要な方へ引き渡すリユースクローゼット、民間事業者の不要品買取一括査定サービス等を活用したリユース活動の促進、プラスチック分別回収のモデル事業や、生活家電の持ち込み窓口の設置等による資源循環に関する取組も進めています。

環境学習の分野では、環境保全を区民一人ひとりの具体的な行動にしていくため、環境ふれあい館ひまわりを中心として、様々な講座やイベントを通じて学習機会を提供しています。



省エネルギーに関する普及啓発
（省エネセミナーの様子）



花やみどりの創出・保全の取組
（花とみどりの保全活動の様子）



プラスチックの分別回収
（モデル事業）



区役所内に設置された
食品ロス削減無人販売機「ｆｕｕｂｏ」



分煙環境の整備
（公園に整備された公衆喫煙所）

コラム

◆花の心プロジェクト◆

台東区では、暮らしの中で花に親しむ園芸文化が江戸時代から受け継がれてきました。しかし、高度経済成長を経て迎えた今、自然と共に生きる大切さが忘れられつつあります。また、平成２３年の東日本大震災を契機に、思いやりや助け合い、自然との調和の大切さが再認識されています。

平成２８年度には、全ての区民が花を慈しむ心と、おもてなしの心を育み、心豊かで、うるおいのあるまちを目指す「花の心　たいとう宣言」を行うとともに、「花の心プロジェクト」を区民等と協働で推進するため、区、活動団体、事業者等で構成する「花の心プロジェクト推進協議会」を発足しました。

自然と命を大切に思い、思いやりやおもてなしの心を育むことは、花を慈しむ心につながるものです。そのため、「花の心プロジェクト」を通して、区内に花を増やし、区民に花の持つ魅力を感じていただくとともに、自らも花の育成に携わり、さらにコミュニティ活動に生かしていただけるよう取組を進めています。そして、本プロジェクトにより世界に「おもてなしのまち台東区」をアピールしていきます。

また、やすらぎや癒し、活力や豊かさをもたらしてくれる花の魅力を、子供たちが感じとり、心に受け止めることができるよう、水やりなどの活動を通して「花育」の取組を進めています。

さらに、左衛門橋通りの植樹帯の花壇化や区有施設をはじめとしたフラワーポットの充実等、区内に花を広げる取組を行っています。

花の心 たいとう宣言式典（平成２８年４月 桜橋花まつり）



第３節　分野別の現況と課題

１　自然

（１）施策の実施状況と区の現況

①施策の実施状況

区有施設・公園・街路樹等における緑化の推進、既存の緑の維持管理とともに、隅田川の護岸整備や沿川の景観誘導による自然環境の保全に取り組んでおり、基礎調査の結果では、区民の満足度は概ね高い状況です。また、イベントの開催やコンテストの実施などを通じて、花やみどりに親しむ機会を積極的に提供しています。

②区の現況

緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑化）は、上野恩賜公園や谷中霊園、寛永寺、隅田公園、浅草寺等にまとまっているほか、震災や戦災を免れた谷中や根岸周辺にも多く見られます。中央部の公園や学校施設等の緑は比較的小規模のものが多く、緑被地の大部分は街路樹です。平成３０年度に実施したみどりの実態調査では、緑被地の面積が 101.64ha で緑被率は 10.1％となっています。

高度経済成長期に悪化した隅田川の水質も現在では魚がすめる程に改善し、親水空間が整備された水辺は、観光・レクリエーションで賑わうようになりました。



※本計画の緑被率にかかる区の面積については、東京都都市整備局の「平成２８年度土地利用現況調査」の値「10.08㎢」を使用しています。

一般的に「緑」とは、樹木や樹林、草地、草花など植物のものを指しますが､本計画の「みどり」とは、これらの「緑」に加え、水辺空間や公園、裸地なども指すものです。

また、本区で開催されるイベント等で展示･装飾されている一時的な緑についても本計画で対象とする｢みどり｣の一つとします。

さらに、「みどり」は、人とみどりのつながりや､本区に根付く花とみどりに関する文化･歴史といったものも指す幅広い概念としても用います。

みどり域分布図（平成３０年度）
（出典：台東区みどりの実態調査〔平成３０年度〕）

（2）区民・事業者の意識

「身近にある自然の減少」を危惧する区民の割合は低く（☞135 ページ）、前回の基礎調査と比べてほぼ変化がありませんでした。また、「身近にある自然の減少」を危惧する事業所の割合は、区民よりもさらに低くなっています（☞144 ページ）。

このことから、身近なみどりはある程度確保されていることがうかがえますが、屋上や壁面の緑化など、身近なみどりを増やす取組を継続している区民は約４割であり（☞136 ページ）、事業所はさらに少なくなっています（☞145 ページ）。

区内の保護樹木



浅草橋



蔵前

（3）社会情勢・取組の動向等

良好な景観を形成する要素であるとともに、生き物の生息・生育場所として人々が自然とふれあう機会を創出する自然環境は、グリーンインフラと呼ばれ近年注目されています（☞１４ページ）。グリーンインフラは、他にも遊水・水循環・雨水の貯留や浸透による市街地等の浸水防止、地球温暖化の緩和、ヒートアイランド対策、健康増進やレクリエーション面での効果など、様々な機能を有しています。

本区においては、広々とした隅田川の河川空間や寺社・上野公園等のまとまったみどり、緑化された街路、個々の敷地内のみどりなどがグリーンインフラとしてあげられます。



隅田川の河川空間



上野公園のみどり

（４）自然分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、自然分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

●グリーンインフラとしての自然環境の活用と創出

基礎調査の結果では、自然とのふれあいに対して区民の満足度が決して高くはないことから（☞138 ページ）、自然のみどりが持つグリーンインフラとしての多様な機能を活用し、自然とふれあう機会を創出していく必要があります。

●みどりに対する区民の愛着の醸成

グリーン・リーダーなどを通じて、区民参加による自然環境の保全活動を促進し、みどりに対する区民の愛着を醸成していく必要があります。

コラム

◆グリーンインフラがもたらす様々な効果・便益◆

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラは、私たちに様々な効果・便益をもたらしてくれます。

身近な事例では、台東区役所の屋上緑化や壁面緑化も、グリーンインフラの一つです。快適性の向上や良好な景観形成のほか、ヒートアイランド対策としての効果も期待されます。

グリーンインフラがもたらす様々な効果・便益	・防災・減災 ・水源の涵養 ・良好な景観形成 ・気温上昇の抑制 ・温室効果ガス（CO_2）の吸収 ・生物の生息・生育空間の確保 ・土壌の保全 ・水質の浄化 ・快適性の向上 ・地域の価値の向上 ・健康増進・長寿 ・コミュニティやにぎわいの創出 ・観光振興　など



台東区役所の屋上緑化（左）と壁面緑化（右）

2　気候変動

（1）施策の実施状況と区の現況

①施策の実施状況

脱炭素化に向けて、ソフト・ハード両面からの省エネ・創エネに取り組んでおり、太陽光発電・燃料電池・蓄電池等の一般家庭への普及を目指し、「我が家の省エネ・創エネアクション支援制度」を進めています。また、中小事業者向けには、「我が社の環境経営推進助成制度」として、省エネ専門家派遣や太陽光発電、遮熱断熱改修等の助成を行っています。

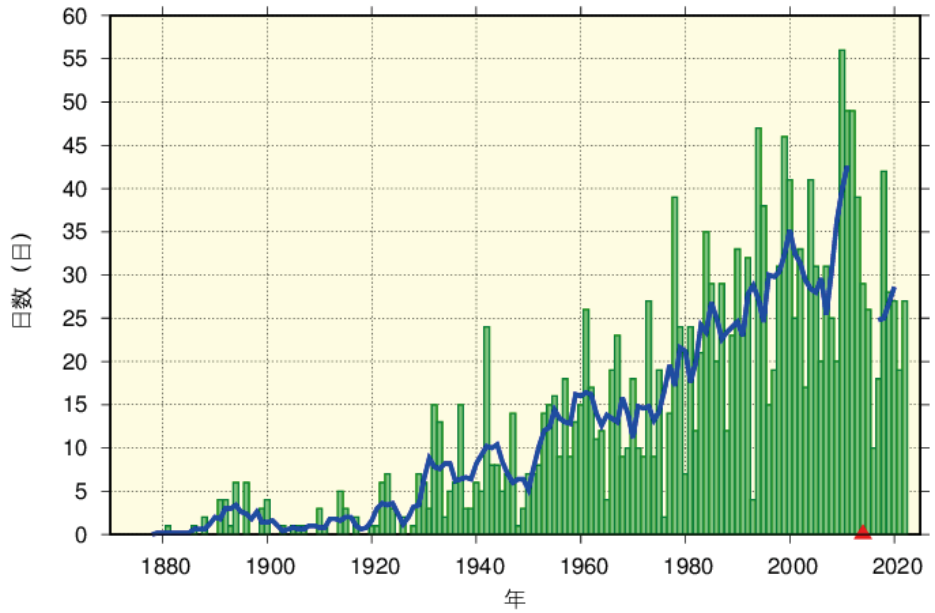
一方で、気候変動の影響に対する適応策として、熱中症予防、防災対策のほか、雨水貯水槽設置等による雨水の活用や、透水性舗装によるヒートアイランド現象の緩和などを進めています。

コラム

◆地球温暖化の影響◆

大気中のＣＯ２濃度の上昇に伴い、地球平均気温の上昇など、気候変動はますます進んでおり、世界各地でその影響が目に見えて生じています。また、都内においては、気温上昇、ヒートアイランド現象、気象災害、熱中症等の健康被害、害虫による衛生問題等のリスクが拡大し、現実のものとなっています。

気象・気候の面では、都市部に特有のヒートアイランド現象が長らくの問題となっていることに加えて、近年は猛暑日や局地的雷雨、線状降水帯の発生による局地的な豪雨の増加など、身近なところでも地球温暖化・気候変動の影響が大きくなりつつあります。特に令和５年は、７月下旬から同年８月下旬にかけて、全国各地で猛暑日が続く記録的な暑さに見舞われましたが、専門家の分析によれば地球温暖化の影響が示唆されています。



※統計期間は統計開始年から 2022 年までで、棒グラフは毎年の値、折れ線は５年移動平均値を示します。
※観測場所の移転により前後でデータが均質でない場合は横軸上に▲で示し、その前後の５年移動平均値は示していません。

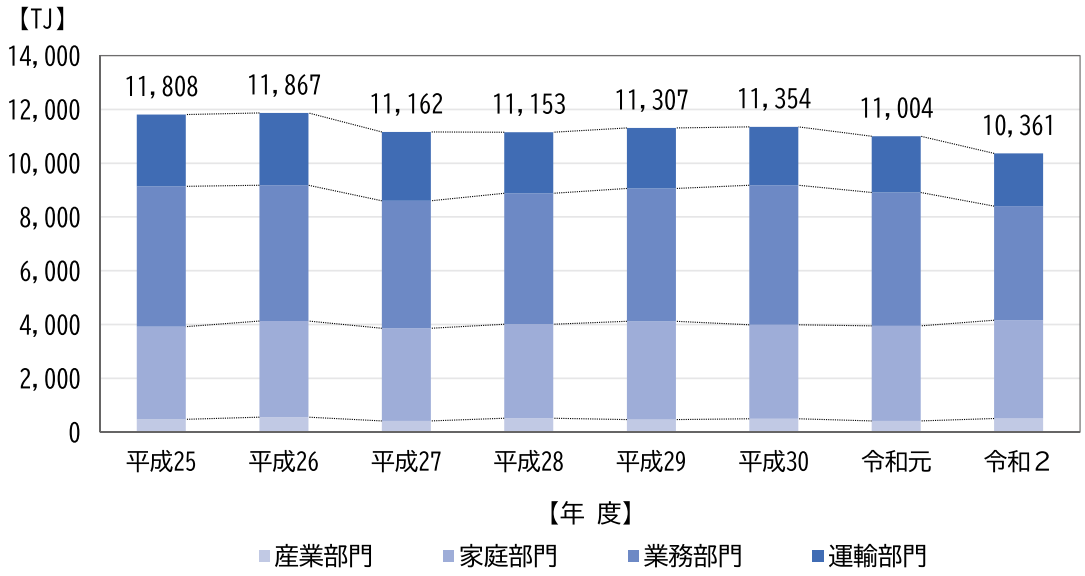
東京における熱帯夜日数の経年変化
（出典：気象庁ホームページ）

②区の現況

・台東区におけるエネルギー消費の現状

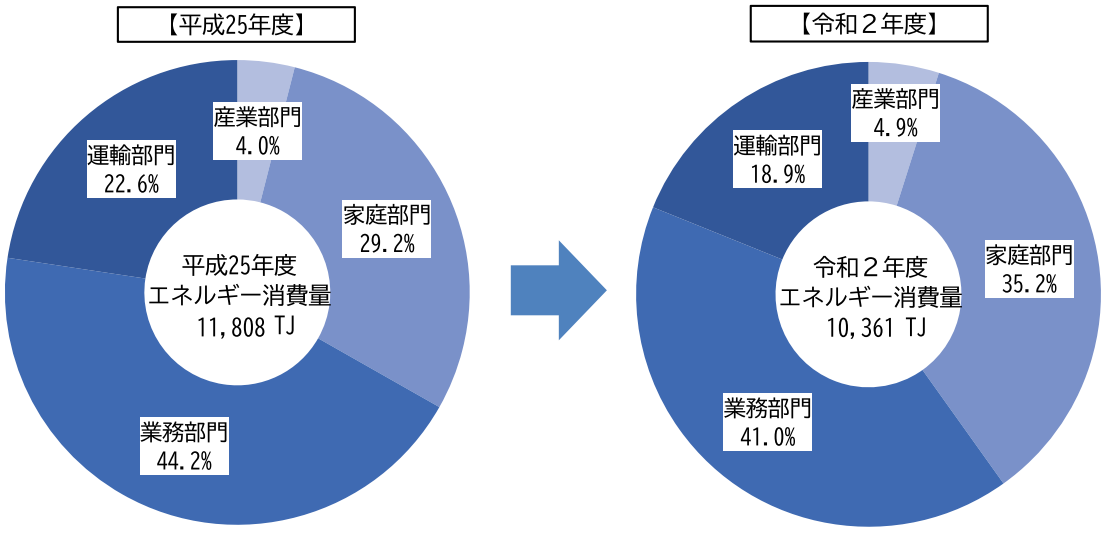
平成２５年度に 11,808TJ だったエネルギー消費量は、令和２年度には 10,361TJ（▲12.3%）に減少しています。

部門別の消費割合を見ると、令和２年度は業務部門が 41.0%で最も多く、次いで家庭部門（35.2%）、運輸部門（18.9%）の順になっています。基準年度と比べて、業務部門、運輸部門で消費割合が減り、産業部門、家庭部門で排出割合が増えていることから、テレワークの普及によるオフィス稼働率の低下や移動機会の減少など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う社会環境の変化がうかがえます。



台東区におけるエネルギー消費量の推移

（資料：オール東京６２市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）



部門別エネルギー消費割合の変化

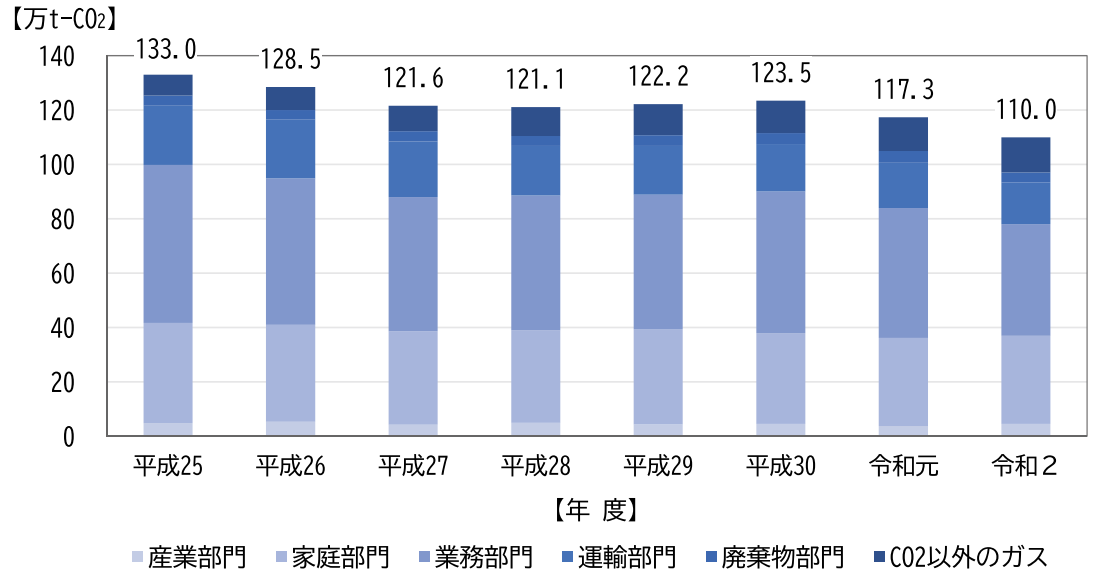
（資料：オール東京６２市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

・台東区における温室効果ガスの排出状況

地球温暖化には、私たちの日常生活や事業活動の中で、化石エネルギーの大量消費に伴って排出される温室効果ガス（主にＣＯ２）が大きく影響しています。

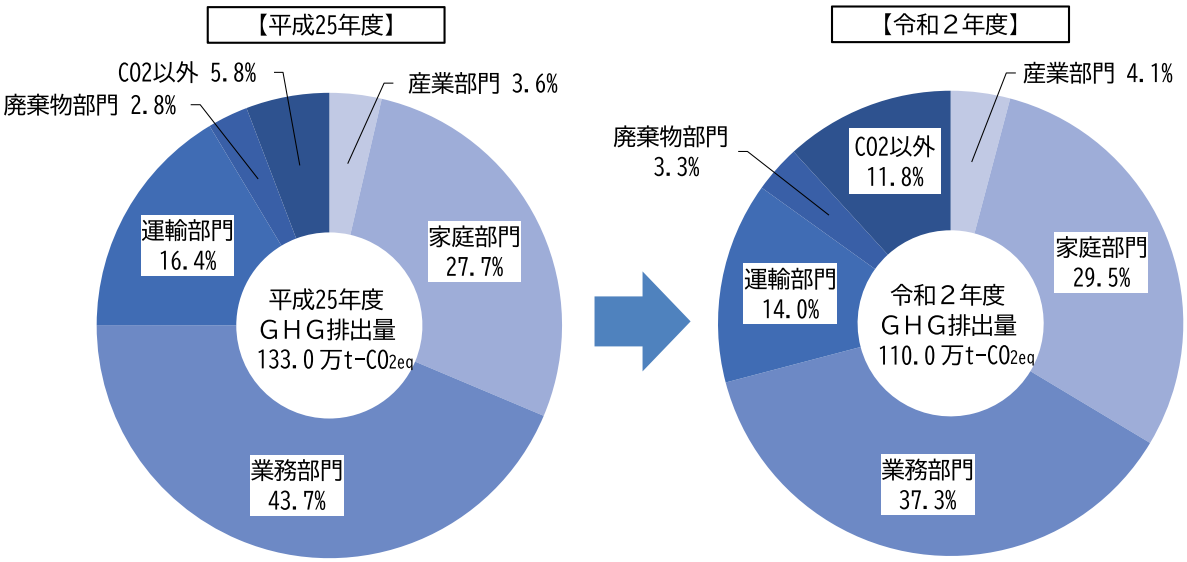
令和２年度における区全体の温室効果ガス排出量は 110.0 万 t-CO2eq であり、基準年度とされる平成２５年度に比べて 23.0 万 t-CO2eq（▲17.3%）減少しています。

部門別の排出割合を見ると、令和２年度は業務部門が 37.3%で最も多く、次いで家庭部門（29.5%）、運輸部門（14.0%）の順になっています。基準年度と比べて、業務部門、運輸部門で排出割合が減り、産業部門、家庭部門等で排出割合が増えている状況であり、廃棄物部門とＣＯ２以外を除くエネルギー起源のＣＯ２が温室効果ガス全体の約８５％を占めています。



台東区における温室効果ガス排出量の推移

（資料：オール東京６２市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）



部門別温室効果ガス排出割合の変化

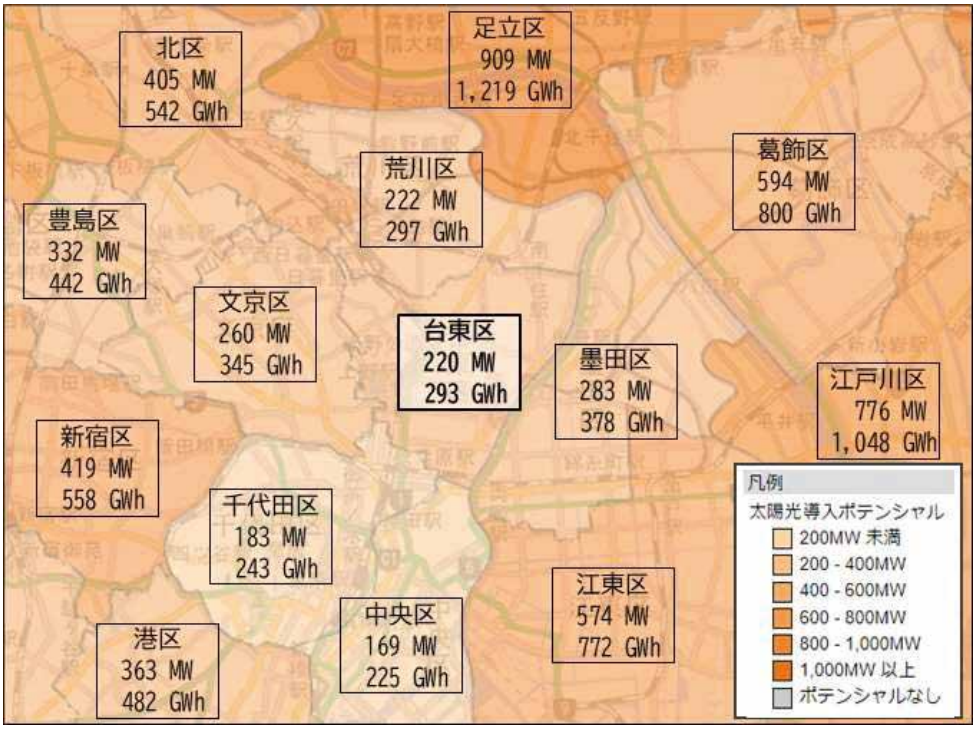
（資料：オール東京６２市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）

コラム

◆太陽光発電◆

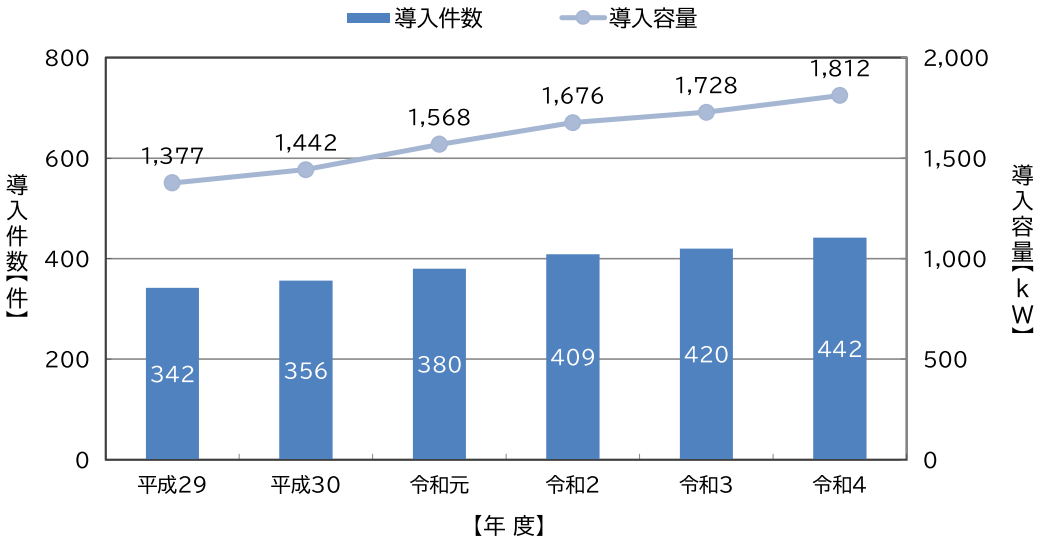
太陽光発電は、様々な用途に活用できる汎用電源として広く普及しつつあるため、今後も区有施設をはじめとして家庭や事業所への導入が期待されます。

太陽光発電システムの設置が可能な区内の建物等において、すべてに導入された場合の設備容量は 220MW となり、発電量は年間約 293GWh と推計されています。令和４年度末時点では、442 件（1,812kW）の導入実績があります。



台東区及び周辺自治体の太陽光発電導入ポテンシャル

（資料：再生可能エネルギー情報提供システム〔ＲＥＰＯＳ：リーポス〕【環境省】）



台東区における太陽光発電の導入件数・容量の推移

（資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法　情報公表用 Web サイト〔各年度末〕）

（２）区民・事業者の意識

「地球温暖化・気候変動」問題に対する区民の関心は、前回の基礎調査時と同じく高くなっています（☞135 ページ）。その要因として、報道等でも気候変動という言葉が取り上げられる機会が多くなり、線状降水帯の発生や局地的豪雨などの現象が一般的に知られるようになったことが考えられます。その半面、「ヒートアイランド現象」についての関心が低くなっています（☞135 ページ）。また、エネルギーの節約や公共交通の利用などには、約８割の区民が継続して取り組んでいます（☞136 ページ）。

これに対して、事業所の「地球温暖化・気候変動」問題への関心は全体的に低く、前回調査と比較しても関心度は減少しています（☞144 ページ）。取組状況については、省エネルギー、経費削減につながる項目について高い比率となっています（☞145 ページ）。

再生可能エネルギーで発電した電気の利用については、区民の関心が比較的高いのに対して（☞141 ページ）、事業所の関心はあまり高くありませんでした（☞144 ページ）。

（３）社会情勢・取組の動向等

令和４年１１月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された国連気候変動枠組条約第２７回締約国会議（ＣＯＰ２７）において、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて 1.5℃に抑える「1.5℃目標」の重要性が再確認され、各国が目標達成に向けた取組を強化することとなりました。また、途上国からの要望を受けて、気候変動の悪影響に伴う損失と損害（ロス＆ダメージ）が新たに正式な議題として上がり、途上国への支援措置や基金の設置が決定されました。

こうした中、国内では近年、温室効果ガス排出抑制の観点から、戸建て住宅やアパート・マンション等をスクラップアンドビルドするのではなく、それらの既存ストックにレジリエンス機能を加えて、リノベーションを行う動きが見られます。

（４）気候変動分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、気候変動分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

●2050 ゼロカーボンを目指した取組の強化

ＩＰＣＣ（国連気候変動に関する政府間パネル）が提唱する 1.5℃目標の達成に貢献するため、2050 年における温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、産業、業務、家庭、運輸の各部門において、省エネをはじめとする脱炭素化の取組を強化していく必要があります。

●省エネ・創エネのさらなる普及拡大

脱炭素化に向けて一層の省エネと、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる創エネのさらなる普及に取り組む必要があります。

●気候変動への適応

脱炭素化に取り組む一方で、地球温暖化に伴う様々な気候変動影響が顕在化しているため、それらの影響に対して地域気候変動適応計画に基づく適応策を進めていく必要があります。

●区の支援策に関する広報・周知

地球温暖化に伴う気候変動対策として区が実施している様々な助成制度について、気候変動の緩和と適応に対する効果や意義を広報・周知していくことが重要です。



3 循環型社会

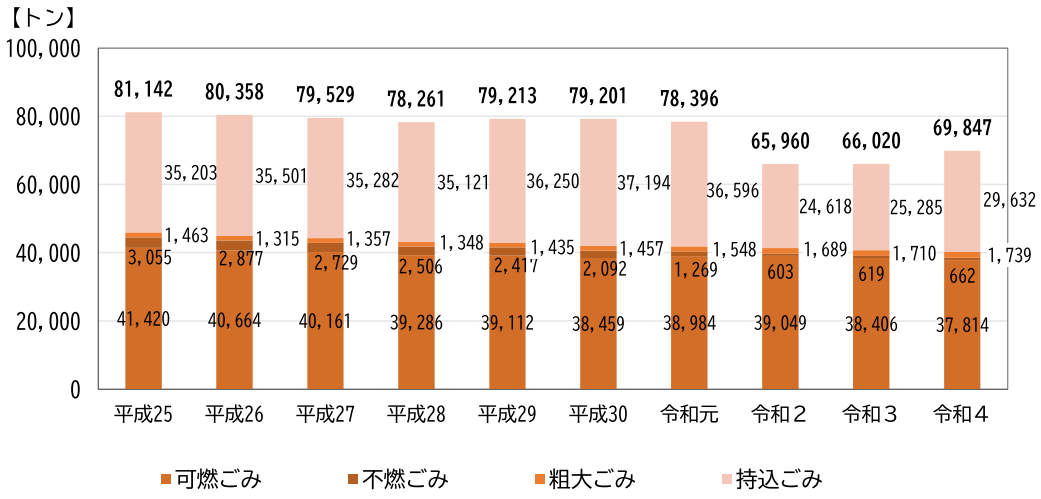
（1）施策の実施状況と区の現況

①施策の実施状況

ごみの減量に関しては、区民等の意識啓発を中心とした取組を進めていますが、ごみ問題が身近な環境問題であることから、区民の関心の高さがうかがえます（☞135 ページ）。そのため、戸別収集の実施や、集合住宅への適正な分別、排出ルールに関する働きかけ、事業系ごみの排出指導などを行い、引き続きごみの減量を図っていきます。

②区の現況

区の特性として、多くの商業地域や観光名所が存在することから、全体のごみ量に占める事業系ごみの割合が多いことがあげられます。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大によって人の移動が制限された影響でごみ量は減少しましたが、令和３年度以降は増加傾向が見られます。



（注）端数処理をしているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

ごみ量の推移

（資料：台東区行政資料集）

（2）区民・事業者の意識

環境問題の中で、ごみ・リサイクル問題については区民・事業者ともに関心が高く（☞135 ページ、144 ページ）、また「廃プラスチックによる海洋汚染」については、約半数の区民が関心を持っています（☞135 ページ）。

取組状況では、区民・事業所ともに高い取組比率となっており、関心の高さと行動に相関関係が見られます。



ごみ減量・リサイクル出前講座の様子

（写真出典：台東区）

（３）社会情勢・取組の動向等

有限な天然資源の大量消費・廃棄、国境を越えた廃棄物による環境汚染は地球環境問題となっており、対策が急がれています。環境省の報告（令和５年度版「環境・循環型社会・生物多様性白書」）によれば、令和３年度の我が国におけるごみ総排出量（一般廃棄物）は 4,095 万トン、１人１日あたりのごみ排出量は 890ｇとなっています。

このような中で、我が国では令和４年４月から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。このことを機に、「プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル！」の考え方に基づいて、３Ｒ＋Renewable による循環経済（サーキュラーエコノミー）を意識したライフスタイルへの転換が求められています。

また、家庭から発生する食べ残し等の「家庭系食品ロス」及び工場や飲食店などから発生する「事業系食品ロス」はあわせて年間 523 万トンで、国民１人あたりの食品ロス量は約 114ｇと推計されています（環境省「我が国の食品ロスの発生量の推移等（令和３年度）」）。食品ロス問題はＳＤＧｓの実現にも深く関わっているため、国は令和１２(2030)年度までに半減（平成１２年度比）することを目指して、食品ロス削減に取り組む消費者の割合を令和７年度までに８０％以上とするという目標を設定（令和３年３月「第４次食育推進基本計画」）して取組を進めています。

（４）循環型社会分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、循環型社会分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

●<u>プラスチックの循環利用の促進</u>

温室効果ガスの排出抑制や、天然資源の大量消費の見直しに向けて、３Ｒの推進はもとより、地球規模での循環型社会の構築が重要であるとの認識に立ち、プラスチックの循環利用に取り組む必要があります。

●<u>食品ロスの削減</u>

食品ロスを減らすことがごみの減量に繋がることを認識し、区民・事業者・区が一丸となって、ＳＤＧｓ実現の観点からも重要な食品ロスの削減に取り組む必要があります。

●<u>循環型社会実現を目指したライフスタイルへの転換</u>

これまでのライフスタイルを変え、３Ｒ＋Renewable による資源循環や物を大切にする視点に立ち、温室効果ガスの排出量とともにごみの発生量を減らしていく必要があります。

4　生活環境

（1）施策の実施状況と区の現況

①施策の実施状況

まちの美化に関しては、ごみのポイ捨てや歩きたばこ等の防止対策といった喫煙等マナーの徹底とともに、景観形成の取組を進めています。

生活環境の視点では、大気汚染、水質汚濁、騒音等に関する環境基準を概ね達成しているとともに、基礎調査では、公共交通機関の利用のしやすさで区民から高い満足度を得ています（☞138 ページ）。

②区の現況

国は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）を定めており、区では、環境基準の適合状況を把握するため、大気、自動車騒音、河川水質についての調査・測定を行っています。

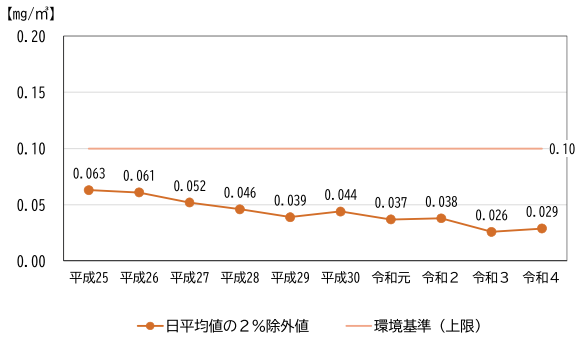
・大気

区では、区内の一般的な大気環境を把握するため、大気汚染物質の２４時間常時測定を行っています。また、都内の窒素酸化物（ＮＯx）排出量の約５割は自動車から排出されたものであることから、区内主要交差点の窒素酸化物（ＮＯx）調査を行っています。

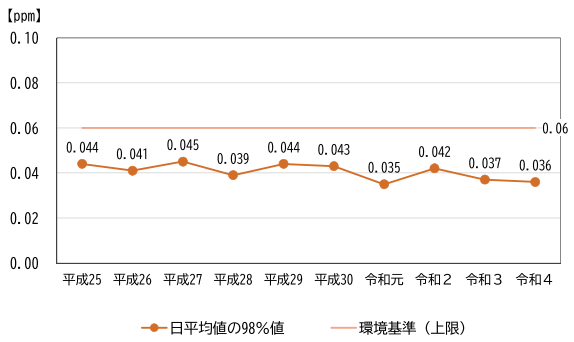
ディーゼル車の規制強化などが功を奏し、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）や二酸化窒素（ＮＯ2）については環境基準を達成しています。しかしながら、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダント（Ｏx）については環境基準未達成の状況が続いており、近年も光化学スモッグ注意報が発令されています。

大気汚染は広域的な環境問題であり、微小粒子状物質（ＰＭ2.5）など新しい汚染物質も注目されていることから、東京都と情報を共有するとともに、連携して取組を進め、引き続き監視と情報提供に努めていきます。

【浮遊粒子状物質（ＳＰＭ)】

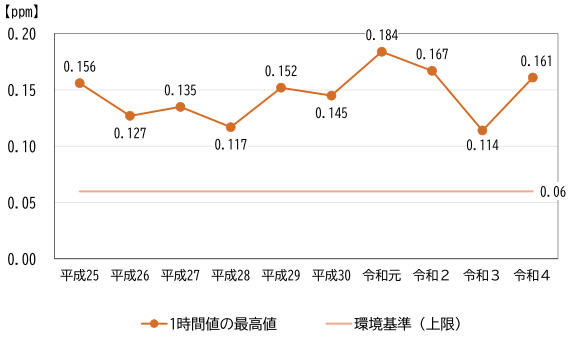


【二酸化窒素（ＮＯ2)】

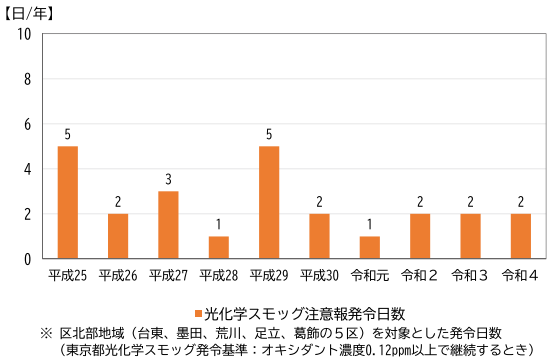


大気常時監視結果の経年変化
（資料：台東区行政資料集）

【光化学オキシダント（Ｏｘ）】



【光化学スモッグ注意報発令日数】



※ 区北部地域（台東、墨田、荒川、足立、葛飾の５区）を対象とした発令日数
（東京都光化学スモッグ発令基準：オキシダント濃度0.12ppm以上で継続するとき）

※光化学スモッグ注意報は、発令基準（オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき）を超えると発令されます。

大気常時監視結果の経年変化

（資料：台東区行政資料集）

・自動車騒音

区内には交通量の多い幹線道路が縦横に走っているため、区の面積に対する道路（国道、都道、区道）の割合が約２５％と、区域は自動車走行による大気汚染や騒音・振動を受けやすい環境にあるといえます。区は、騒音規制法や振動規制法に基づき、その地域における騒音や振動について監視し、道路周辺における騒音についての環境基準の適合状況や、自動車の走行に伴う騒音・振動レベル、交通量などを調査しています。近年は、自動車騒音の環境基準の達成率が概ね９０～100%となっており、調査結果は、国や東京都へ報告し、より良い施策づくりに生かされています。

道路に面する地域における自動車騒音の環境基準達成状況

（出典：台東区行政資料集〔令和５年度版〕）

評価区間No.	評価対象路線名	始　点	終　点	基　準　点	調　査　期　間
1	一般国道４号（昭和通り）	下谷２丁目１	根岸５丁目24	下谷３丁目１	令和５年２月８日（水）～令和５年２月９日（木）
2	蔵前三ノ輪線（国際通り）	蔵前４丁目６	竜泉２丁目20	西浅草３丁目17	
3	環状３号線（言問通り）	谷中１丁目３	浅草６丁目１	浅草２丁目30	

評価区間No.	車線数	評価上の用途地域	環境基準類型	基準点騒音レベル（ﾃﾞｼﾍﾞﾙ）		残留騒音レベル(ﾃﾞｼﾍﾞﾙ)		環境基準達成状況				
								達成戸数		評価対象戸数(戸)	達成率（%）	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間
1	6	商業地域	C	70	70	50	45	4,182	3,249	4,267	98.0	76.1
2	6	商業地域	C	67	64	50	46	6,093	6,041	6,097	99.9	99.1
3	4	商業地域	C	66	63	46	43	7,354	7,318	7,363	99.9	99.4
全区間	－	－	－	－	－	－	－	17,629	16,608	17,727	99.4	93.7

(注) 評価の対象範囲は、原則として道路端から50mの範囲とする。　環境課
昼間（6時～22時）、夜間（22時～6時）とする。
環境基準類型はA：住居専用地域、B：住居地域・準住居地域、C：近隣商業地域・商業地域・準工業地域

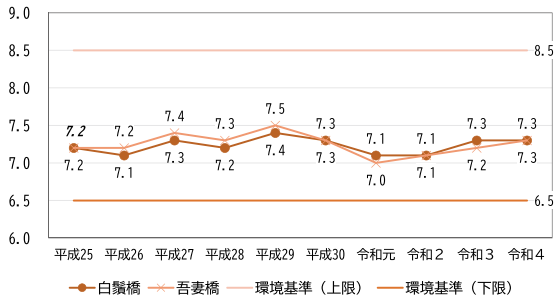
・河川水質

河川の水質については、現状を長期的に把握し、より一層の浄化対策に役立てるための資料を得るために、環境基準（河川Ｃ類型）が定められている隅田川の白鬚橋と吾妻橋の２地点において定期的に水質検査を行っています。

隅田川の水質は、昭和３０年代の著しく汚濁していた頃に比べて格段に良くなっていますが、夏場は溶存酸素量（水に溶けている酸素の量）が低くなり、生物が安定して棲める状態には至っていません。また、隅田川の支流には、東京都の下水を処理するための水再生センターが立地しており、そこからの放流水量が多いことから、下水処理水が隅田川の水質に大きな影響を与えています。

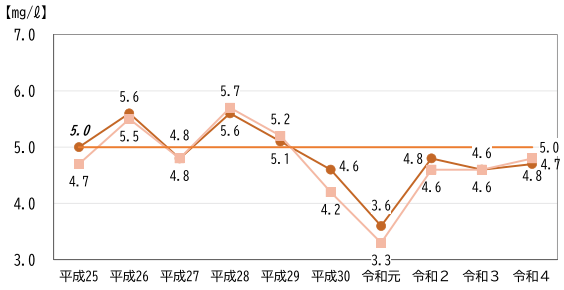
今後も、水質の変化を見守り、区民への生活排水の負荷軽減の啓発など、水質浄化対策を継続していくことが必要です。

【水素イオン濃度（ｐＨ）】



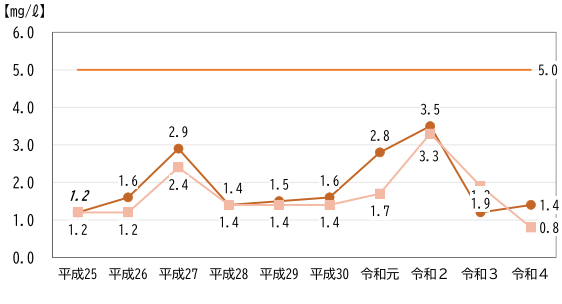
※ 太字斜体の値：白鬚橋工事中につき一部桜橋で採水したため参考値

【溶存酸素量（ＤＯ）】



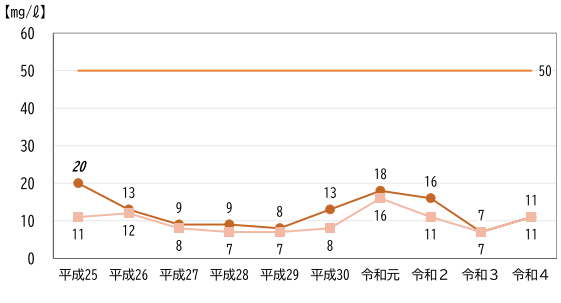
※ 太字斜体の値：白鬚橋工事中につき一部桜橋で採水したため参考値

【生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）】



※ 太字斜体の値：白鬚橋工事中につき一部桜橋で採水したため参考値

【浮遊物質量（ＳＳ）】



※ 太字斜体の値：白鬚橋工事中につき一部桜橋で採水したため参考値

隅田川の水質検査結果の経年変化
（資料：台東区行政資料集）

（２）区民・事業者の意識

世界的な観光地として来訪者の多い浅草周辺や上野周辺などにおける喫煙等マナーに対して、区民からも意見等が寄せられています。

屋外の喫煙に関する意見・相談件数
（台東区調べ）

平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
160 件	206 件	279 件	276 件	303 件

基礎調査では、生活環境の中でも「大気汚染」に関する区民の関心が最も高く（☞135 ページ）、経年で見ても大きな増減はありません。また、生活環境に関する事業所の関心は低い傾向があります（☞144 ページ）。

（３）社会情勢・取組の動向等

観光は地域経済の活性化につながるものですが、交通渋滞や騒音、ごみのポイ捨てやトイレ不足など、地域住民の日常生活や自然環境に悪影響を及ぼすオーバーツーリズムが問題となっています。このような背景から、我が国ではサスティナブルツーリズムに対する国民の関心が高くなっており、国は「持続可能な観光ガイドライン」（右）を定め、国際基準に準拠した観光地マネジメントに取り組んでいます。

令和２年４月から、改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例が全面施行され、屋内が原則禁煙となったことに伴い、屋外における喫煙が増加しています。

本区では、屋外における分煙を促進し、歩きたばこやポイ捨てを防止するため、ポイ捨て行為等の防止に関する条例を制定するとともに、公衆喫煙所の整備や喫煙等マナー指導などを強化しています。

また本区では、都市部に生息するカラスやハト、外来種であるハクビシンのほか、本来沿岸部で生息しているウミネコなどの鳥獣による、人の生活環境へ被害防止にも取り組んでいます。



多くの人でにぎわう上野アメ横商店街



「日本版 持続可能な観光ガイドライン」
（出典：観光庁ホームページ）

（４）生活環境分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、生活環境分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

●喫煙マナーの向上と公衆喫煙所整備の推進

快適な都市空間を維持するため、公衆喫煙所の整備や民間事業者などに対する公衆喫煙所設置助成、マナー指導員の配置による喫煙マナーの啓発などに取り組み、喫煙する人としない人が共存できる環境づくりの推進が求められています。

●良好な生活環境の維持

社会変化とともに、近隣住民の生活に伴う騒音や、都市部に生息する鳥獣に関する相談が、区へ寄せられるようになりました。このことを踏まえ、生活騒音やハトへのエサやり防止といった生活マナーについての啓発に取り組んでいくとともに、鳥獣による生活環境への被害防除対策を進めていく必要があります。

5　環境学習・協働

（１）施策の実施状況と区の現況

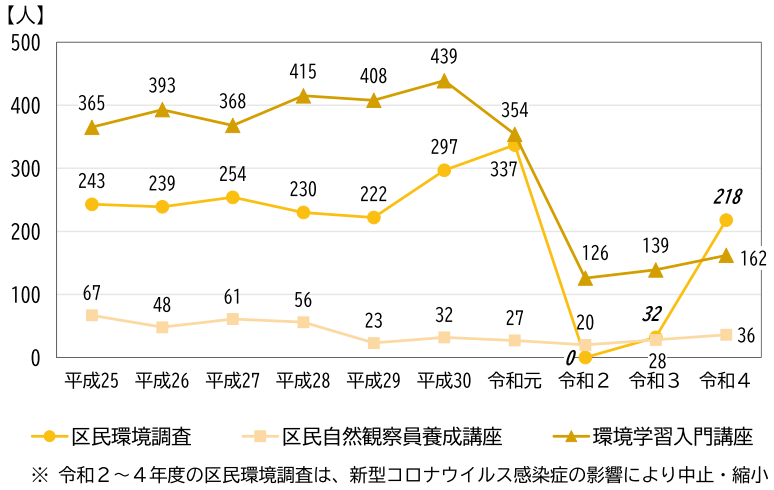
①施策の実施状況

区では、区民や事業者、地域の団体の環境配慮行動を促し、多様な主体間の連携や協働を進めるために、環境（エコ）フェスタの開催をはじめ、交流事業や活動支援などに取り組んでいます。それとともに、自主的・主体的な環境配慮行動の規模を広げ、環境保全に取り組む人材の育成のほか、環境情報の発信に取り組んでいます。

②区の現況

近年は新型コロナウイルス感染拡大予防のために、イベント等の中止が相次いだ影響で、集客を伴う施策に関しては目標を達成できない事業が多く見られました。

また、活動拠点となる「環境ふれあい館ひまわり」では、拠点機能の充実や多様な媒体を通じた環境情報の発信に努めているものの、基礎調査では区民の満足度に大きな変化はない状況です（☞138 ページ）。



※ 令和２～４年度の区民環境調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・縮小

環境講座等の参加者数の経年変化
（資料：台東区行政資料集）



環境ふれあい館ひまわり（左：外観、右：館内）

「環境ふれあい館ひまわり」の来館者数
（台東区調べ）

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
来館者数（人）	105,713	99,217	61,970	72,859	75,617

（2）区民・事業者の意識

環境に関する講座やイベント、企画への参加やネットワークの構築について取り組んでいる区民の割合は低く（☞136 ページ）、新型コロナウイルス感染症拡大以前と比較して、さらに減少しています。

環境に関する情報の入手方法は区報や区のホームページの割合が高くなっており（☞139 ページ）、今後もこれらの媒体を通じた発信が求められているといえます。

（3）社会情勢・取組の動向等

国は、ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進に向けて「第２期ＥＳＤ国内実施計画」を策定し、ＩＣＴ化を通じた教育環境の充実やローカルＳＤＧｓの推進など、様々な人が主体的に活動するための支援や教育環境の整備に取り組んでいます。

（4）環境学習・協働分野における課題

施策の実施状況、区民・事業者の意識、社会情勢・取組の動向等を踏まえ、環境学習・協働分野において今後取り組むべき課題として次のことがあげられます。

●環境保全に取り組む多様な主体の交流促進

環境（エコ）フェスタの開催などを通じて環境保全に取り組む区民等の交流の場を今後も提供するため、「After コロナ」に適応しながら区民のイベント等への参加機会を増やし、交流を促進するとともに、多様な主体の連携・協働の下で、活動のさらなる強化を図る必要があります。

●新たな環境学習スタイルの導入

環境講座などの集客を伴う環境学習においては、対面・リモートを複合したハイブリッド開催などの新たな学習スタイルを取り入れた上で、適切な施策評価に向けて、目標値の再設定に関する検討を進めていく必要があります。

●環境保全活動の継続的な支援

基礎調査の結果において環境情報の充実や環境学習の場の整備に関する区民の満足度が大きく向上していないこと（☞138 ページ）や、環境リサイクル団体等の活動支援に係る事業進捗の状況も踏まえながら、区民の環境保全活動を継続的に支援していく必要があります。

第４節　前期の目標値の達成状況

前期では、基本理念に基づいた施策展開を図るため、「自然」「気候変動」「循環型社会」「生活環境」「環境学習・協働」の主要課題に対応した５つの基本目標を掲げ、指標となる数値目標等を次のとおり設定しています。

基本目標１：【自然】花とみどりの輪が広がる、うるおいのあるまち

指標項目と目標達成状況

指 標 項 目	【策定時】平成 30 年度	【現 状】令和４年度	【目 標】令和６年度	【目 標】令和 11 年度
緑被率	10.1%※1	－	10.4%	10.8%
平均緑視率	21.8%※2	－	23.5%	25%
身のまわりの花やみどりを増やしている区民の割合※3	37.3%	37.9%	44%	50%

※１：台東区みどりの実態調査（平成３０年７月１日航空写真撮影、次回令和１１年度調査予定）
※２：台東区みどりの実態調査（平成３０年６月３０日～９月１９日撮影、次回令和１１年度調査予定）
※３：台東区環境基本計画策定（改定）に係る基礎調査

●緑被率及び平均緑視率は、次期計画策定に合わせて調査していきます。

●身のまわりの花やみどりを増やしている区民の割合は、あまり進展が見られないため、より一層の取組の普及啓発に努めていきます。

基本目標２：【気候変動】地球環境に配慮し、脱炭素に向かうまち

指標項目と目標達成状況

指 標 項 目		【基準年度】平成 25 年度	【策定時】平成 28 年度	【現 状】令和２年度	【目 標】令和 11 年度
温室効果ガス排出量削減率（1000t-CO_{2eq}）		― (1,330)	8.9%減 (1,212)	17.3%減 (1,100)	24.8%減 (1,000)
エネルギー消費量削減率（民生部門）（ＭＪ）	家 庭（世帯あたり）	― (31,757)	3.7%減 (30,582)	7.5%減 (29,371)	27.0%減 (23,183)
	業 務（事業所㎡あたり）	― (1,051)	13.1%減 (913)	19.4%減 (847)	33.3%減 (701)

出典：オール東京６２市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料（令和５年３月）

●温室効果ガス排出量の削減は概ね順調に進んでいる（☞２３ページ）ため、今後、取組を加速してさらなる削減を目指します。

●家庭におけるエネルギー消費量の削減があまり進んでいないため、省エネの取組に関して区民への普及啓発を強化していきます。

基本目標３：【循環型社会】廃棄を抑制し、資源を大切にするまち

指標項目と目標達成状況

指 標 項 目	【策定時】平成 30 年度	【現 状】令和４年度	【目 標】令和６年度	【目 標】令和 11 年度
区民１人１日あたりのごみ・資源排出量※4	734ｇ	693ｇ	692ｇ※5	657ｇ※5

※４：（区収集ごみ量＋資源回収量）÷翌年度４月１日人口÷年度日数
※５：「台東区一般廃棄物処理基本計画」において算定された値

●区民１人１日あたりのごみ・資源排出量は着実に削減されているため、今後も引き続き３Ｒの推進を通じてごみ・資源排出量の削減に取り組んでいきます。

基本目標４：【生活環境】安心で美しく快適なまち

指標項目と目標達成状況

指 標 項 目		【策定時】平成 30 年度	【現 状】令和４年度	【目 標】令和６年度	【目 標】令和 11 年度
環境基準	大気	概ね達成	概ね達成	達成	達成
	水質	概ね達成	概ね達成	達成	達成
	騒音	概ね達成	概ね達成	達成	達成
大江戸清掃隊 登録団体数		333 団体	353 団体	390 団体	440 団体

●環境基準の達成に向けて、常時監視や定期調査を通じて現状を把握し、適切な対策を実施していきます。

●自主清掃活動について区民等の理解と協力を求め、大江戸清掃隊のさらなる活性化を図っていきます。

基本目標５：【環境学習・協働】一人ひとりが環境を意識し、行動するまち

指標項目と目標達成状況

指 標 項 目	【策定時】 平成 25 年度	【現 状】 令和５年度	【目 標】 令和６年度	【目 標】 令和 11 年度
環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合	60.1%	63.8%	66%	71%
環境学習講座 受講者数	平成 30 年度	令和４年度	令和６年度	令和 11 年度
	5,314 人	4,634 人	7,100 人	7,600 人

出典：環境にやさしい暮らし方に取り組んでいる区民の割合／台東区民の意識調査

●環境にやさしい暮らし方への取組は、公共交通機関の利用やごみを出さないようにすること等で増加していることから、この状態を維持するためさらに普及啓発を進め、取組を次世代へ継承していきます。

●環境学習講座の受講者数は、新型コロナウイルス感染症予防のため関連イベント等を中止したことによって一時的に減少していましたが、今後は「After コロナ」に適応した企画・運営を検討し、受講者数の回復に努めます。



「ビオトープ調査隊」を通じた環境学習の様子（精華公園）